

新高額障害福祉サービス等給付費のご案内

平成 30 年 4 月より、65 歳に到達した後に障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した方の利用者負担額を償還払いする制度が始まりました。

事業所へ利用料のお支払いは必要です。
事業所に利用料のお支払をしていただいた後、対象サービス
分の利用料を区からご申請の口座へ振込みます。

対象者要件

- ① 65 歳に達する前 5 年間、切れ目なく障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所)の支給決定を受けていた方
- ② 65 歳に達する日の前日に障害支援(程度)区分が 2 以上で、かつご本人及びその配偶者の課税区分が 65 歳に達する日の前日及び申請する利用料が属する年度に非課税・生活保護となる方
- ③ 65 歳までに特定疾病による介護保険サービスの利用がない方
- ④ 65 歳到達後、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護の利用がある方

※①～④の要件すべてを満たしている方が、今回の償還払いの対象となります。

次ページ以降に具体例や手続き
の流れについて説明があります。



杉並区保健福祉部障害者施策課認定・給付係

(区役所東棟 1 階 11 番窓口)

〒166-8570

杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL: 3312-2111 (内線 1156)

(例① : 杉男さん 60 歳～65 歳の間、居宅介護及び重度訪問介護を利用)

障害支援区分6

65 歳に達する日の前日と申請する利用料が属する年度に非課税(単身)

65 歳までに介護保険の利用なし



60 歳 61 歳 62 歳 63 歳 64 歳 65 歳

居宅介護(2 年)

重度訪問介護(3 年)

訪問介護



対象です。

(例② : 杉子さん 60 歳～65 歳の間、就労継続支援B型及び生活介護を利用)

障害程度区分2

配偶者含め 65 歳に達する日の前日と申請する利用料が属する年度に非課税

65 歳まで介護保険の利用なし



60 歳 61 歳 62 歳 63 歳 64 歳 65 歳

就労継続支援B型(3 年)

生活介護(2 年)

通所介護



対象外です。

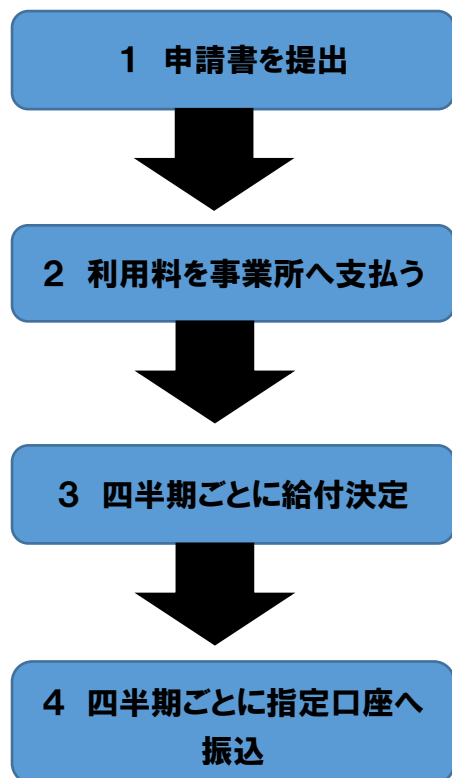
※対象となる障害福祉サービスの利用期間が不足しています。

4ページ目の図を使ってご自身が
今回の給付費の対象になるか確
認してみましょう。



申請手続き

新高額障害福祉サービス等給付費を受給するには、申請手続きが必要です。障害福祉サービスの決定を受けたことのある方で且つ対象になる可能性がある方には、区からお知らせを送付しますので、申請書を下記担当窓口まで郵送または持参してください。

給付費申請の流れ

1 区で対象になる可能性のある方へお知らせを送付いたします。申請書をご提出ください。

※年に 1 度住民税の賦課決定に合わせて、更新申請書の提出が必要となります。(平成30年度は新規と更新分合わせて2枚の申請書の提出が必要です。)

2 利用料を事業所にお支払いいただき、領収書は必ず保管ください。※区への領収証の提出については、金額の確認が公募にてできますので省略できます。

3 区で介護保険の利用状況を確認の上、給付の決定を行い、給付決定通知書をご本人にお送りいたします。

4 給付決定後、申請書に記載いただいた口座に、対象サービス分の利用料を振込みます。

※振込金額・振込予定日については、給付決定通知と合わせてお知らせいたします。

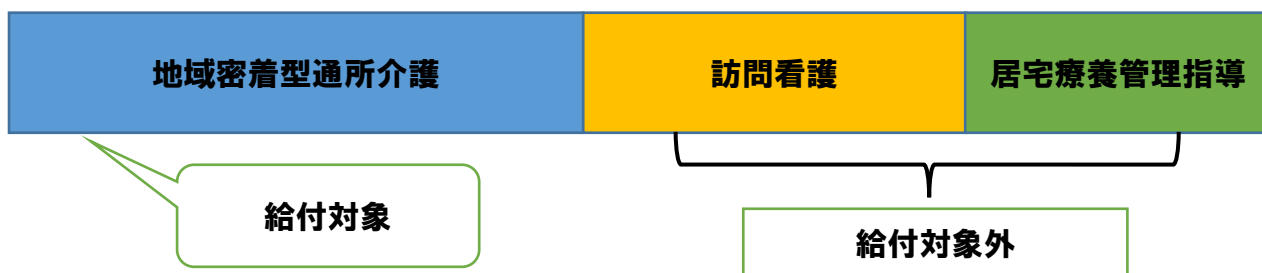
※高額介護サービス費(月額)及び高額医療合算介護サービス費(年額)の対象になる場合、委任状を提出して頂ければ、その給付額と調整の上、お支払いします。

申請時の注意点

○次の費用については、新高額障害福祉サービス等給付費の算定対象となりません。

- 1 全額自己負担で利用するサービス利用費
- 2 介護保険給付の訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護以外のサービス利用に係る利用者負担額

(例)



ご自身が新高額障害福祉サービス等給付費の対象になるか確認してみましょう